学　　則

(新)

学校法人　金井学園
専門学校デジタル&ランゲージ　秀林

専門学校　デジタル&ランゲージ　秀林　学　則

第一章　総　　則

(目　　的)

第　１　条　本校は、教育基本法および学校教育法に従い、外国語教育及びデジタル教育によって、国際人の育成に貢献することを目的とする。

(名　　称)

第　２　条　本校は、専門学校デジタル&ランゲージ　秀林　という。

(位　　置)

第　３　条　本校の位置を、東京都江東区大島３丁目４番７号に置く。

（学校評価）

第　４　条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、５年に一度、外部の識見を有する者による評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第二章　課程および学科、修業年限、定員ならびに休校日

(課　程、学　科、修　業　年　限、定　員)

第　５　条　本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は、次のとおりとする。日本語学科の内訳については、別表にて定める。

[昼間部]

課程名	学科名	修業年限	総学級数	入学定員	総定員
外国語専門課程(文化・教養	韓国語学科	2年	4	54	108
	ビジネスコミュニケーション学科	2年	8	69	138

分野)	日本語学科(二部制)	1年	2	40	40
デジタル専門課程(工業分野)	韓国語・IT学科	2年	2	24	48
	合計		16	187	334

(学 年 及 び 学 期 の 始 終 期)

第 6 条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

本校の学期は、次のとおりとする。

前 期 4月 1日 より 9月30日 まで

後 期 10月 1日 より 3月31日 まで

(休 校 日)

第 7 条 本校の休校日は、次のとおりとする。

1) 土曜日・日曜日

2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3) 前期中間休校 6月22日 から 6月30日まで
日本語学科に限る

4) 夏季休校 8月 1日 から 8月31日まで
(日本語学科は8月1日から8月24日まで)

5) 秋季休校 9月25日 から10月10日まで

6) 冬季休校 12月24日 から 1月 7日まで

7) 春季休校 3月20日 から 4月 5日まで

8) 開校記念日 11月 2日

2．教育上必要があり、且つやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休校日に授業を行うことができる。

3．前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めた時には、休校日を設ける事ができる。

第三章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教 育 課 程 及 び 単 位 数)

第　８　条　本校の教育課程及び単位数（授業時数）は、別表のとおりとする。

２．昼間部の韓国語学科、ビジネスコミュニケーション学科、韓国語・IT 学科の各学科は年間授業時数合計８６４時間（５４単位）を当該学科の修了認定のための年間下限時数として行う。

３．日本語学科は週２０授業時間以上、年間授業時数合計で８００時間（５０単位）を当該学科の修了認定のための年間下限時数として行う。

(授　業　時　間　数　の　単　位　数　へ　の　換　算)

第　９　条　本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義・演習のいずれも１６時間をもって１単位とする。

（履修科目の登録の上限）

第１０条　学生等が１年間（１学期）に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は、第８条における別表のとおりとする。

（単位の授与）

第１１条　単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(始　業　及　び　終　業　の　時　刻)

第１２条　本校の始業および終業の時刻は、下記のとおりとする。

午前	９：００	～	午前	９：４５
午前	９：４５	～	午前	１０：３０
午前	１０：４０	～	午前	１１：２５
午前	１１：２５	～	午後	１２：１０

午後	１：００	～	午後	１：４５
午後	１：４５	～	午後	２：３０
午後	２：４０	～	午後	３：２５
午後	３：２５	～	午後	４：１０

（教　職　員　組　織）

第１３条　　本校に次の教職員を置く。

１．校　長　　１名

２．副校長　　１名

３．基　幹　教　員　　１４名以上
　　基幹教員以外の教員　　１５名以上
４．事　務　職　員　　３名以上
５．学　校　医　　１名以上
６．留学生生活指導職員　　１名以上

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
副校長は、校長が兼任校での執務中に、校長に代わり上記の職務を行う。
日本語学科には、主任教員を１名置く。

第四章　入学、休学、退学、除籍、卒業及び賞罰

（入　学　資　格）

第１４条　　本校の入学資格は、次のとおりとする。

１．高等学校もしくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
２．通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）。
３．外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
４．文部科学大臣の指定した者。
５．専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
６．高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。
７．学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学したものであって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第１８号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者。
８．学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学したものであって、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
９．個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者。

１０．第２学年に編入を希望する者は、大学・短期大学を卒業した者、あるいは高校卒業後、他の教育機関で１年以上勉学した者で本校第２学年進級試験に合格した者とする。

（入　学　時　期）

第１５条　　本校の入学時期は、次のとおりとする。

毎年４月１日

（入　学　手　続　及　び　許　可）

第１６条　　本校の入学手続は、次のとおりとする。

１．本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載して、第２３条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

２．前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

３．本校に入学を許可された者は、入学許可の日から原則として７日間以内に第２３条に定める入学金を添え、手続をとらなければならない。

（休　学　及　び　復　学）

第１７条　　学生が疾病、その他のやむを得ない事由によって、１週間以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

２．前項の者が復学しようとする場合は、届けて復学することができる。

（自　主　退　学）

第１８条　　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（卒　業　及　び　修　了　の　認　定）

第１９条　　校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、１０８単位数以上（日本語学科は５０単位以上）を修得した者について行う。

２　校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称　号　の　授　与）

第２０条　本学の次の課程の修了者は、学校教育法第131条の２及び学校教育法施行規則

第186条に基づき、専門士と称することができる。

韓国語学科　専門士　（外国語専門課程）

ビジネスコミュニケーション学科　専門士　（外国語専門課程）

韓国語・ＩＴ学科　専門士　（デジタル課程）

（褒　　賞）

第２１条　　成績優秀者および、他の模範となる者は、褒賞することがある。

（退　学　及　び　除　籍）

第２２条　　学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

２．懲戒は、訓告、停学、退学、および除籍とする。

３．前項の退学および除籍は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

（１）性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で、成績向上の見込みがないと認められる者

（３）正当の理由がなくて、出席正常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（５）学則第２３条で定める授業料等が指定期日までに未納入の者

第五章　入学金、授業料、その他

（納　付　金）

第２３条　　本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

昼間部

学　　科	入　学　金	授業料／年	施設費／年	合　　計
韓国語学科	100,000	700,000	100,000	900,000
ビジネス コミュニケーション 学科	100,000	700,000	100,000	900,000

韓国語・IT 学科	200,000	900,000	200,000	1,300,000
日本語学科	50,000	620,000	73,000	743,000

１．韓国語学科、ビジネスコミュニケーション学科、韓国語・IT 学科と日本語学科の２年次生からは入学金を徴収しない。（ただし、編入生を除く。）
２．韓国語学科、ビジネスコミュニケーション学科、韓国語・IT 学科に日本語学科の卒業生が入学する場合は入学金を徴収しない。
３．既納の入学金、授業料等は、原則として返還しない。
４．教材費は、すべて実費とする。
５．本校全ての学科の入学検定料は、次のとおりとする。
入学検定料　　２０，０００円
入学検定料　　２５，０００円（日本語学科）

（納　入　及　び　納　入　の　特　例）

第２４条　学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
２．学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。又、特別な事由のある場合は別紙に定めるところにより、授業料の全部、又は一部を減免することがある。
３．特待生制度および奨学生（留学生）制度は別途定める。

（滞　　納）

第２５条　正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を２ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められるときは、退学又は除籍を命ずることがある。

（納　入　金　の　還　付）

第２６条　すでに納入された授業料、入学金および入学検定料は原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表明をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

（寄　宿　舎）

第２７条　　寄宿舎に関する事項は、校長が別に細則で定める。

（健　康　診　断）

第２８条　　健康診断は、毎年１回、別に定めるところにより、実施する。

第六章　雑則

（施行細則）

第２９条　この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附　則

１．この学則は、昭和６３年　４月１日より施行する。
２．この学則は、平成　２年　４月１日より改訂施行する。
３．この学則は、平成　３年　４月１日より改訂施行する。
４．この学則は、平成　４年１０月１日より改訂施行する。
５．この学則は、平成　５年　４月１日より改訂施行する。
６．この学則は、平成　６年１０月１日より改訂施行する。
７．第４条の規定にかかわらず、平成６年度については課程、学科、修業年限並びに各学年の定員は平成５年度の学則を準用する。
８．この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
９．この学則は、平成　７年１０月１日より改訂施行する。
１０．この学則は、平成　９年　４月１日より改訂施行する。
但し、第４条の規定にかかわらず、平成８年度については課程、学科、修業年限並びに各学年の定員は既存の学則とおりとする。
１１．この学則は、平成１０年　４月１日より改訂施行する。
但し、既存の学科（英語学科、韓国語学科、中国語学科）については、平成１０年度末（平成１１年３月３１日付け）をもって廃科するまでは、既存の学則と併用することとする。
１２．この学則は、平成１１年１０月１日より改訂施行する。
１３．この学則は、平成１３年　４月１日より改訂施行する。
１４．この学則は、平成１５年　４月１日より改訂施行する。
但し、第４条の規定にかかわらず、平成１５年度については各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年定員数	第2学年定員数	合　計
専門課程	昼間部Ⅰ部 日本語学科A	30名	30名	60名
	昼間部Ⅰ部 日本語学科B	20名	20名	40名
	昼間部Ⅱ部 日本語学科A	30名	30名	60名

１５．この学則は、平成１８年　４月１日より改訂施行する。

１６．この学則は、平成２４年４月１日から改訂施行する。

１７．この学則は、平成２６年４月１日から改訂施行する。

１８．この学則は、平成３０年７月１日から改訂施行する。

１９．この学則は、平成３１年４月１日から改訂施行する。

２０．この学則は、令和２年４月１日から改訂施行する。

２１．この学則は、令和３年４月１日から改訂施行する。

２２．この学則は、令和５年４月１日から改訂施行する。

第４条の規定について、令和４年度入学の日韓通訳・翻訳学科の学生は韓国語学科の学生として、日中通訳・翻訳学科及び情報コミュニケーション学科の学生はビジネスコミュニケーション学科の学生として扱う。

２３．この学則は、令和７年４月１日から改訂施行する。

２４．この学則は、令和８年４月１日から改訂施行する。

第８条～第１１条については、この学則の施行日以後に専門課程に入学する者に適用し、施行の日より前に専門課程に入学した者についてはなお従前の例による。